

【 v 育成環境課關係】

平成24年度子育て支援交付金実施要綱新旧対照表 (案)

平成24年度	平成23年度
<p>各 〔<u>市区町村長</u> 特別区長〕 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について</p> <p>標記について、市町村における子ども及び子育て家庭の支援に資する取組等を進めるため、子育て支援交付金の実施について次のとおり定め、平成24年4月1日より適用することとしたので、事業の円滑な実施を図られたいと通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」は、平成24年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>各 〔<u>都道府県知事</u> 指定都市市長 中核市市長 市区町村長〕 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>雇児発0930第1号 平成23年9月30日</p> <p>平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について</p> <p>標記について、市町村又は都道府県における子ども及び子育て家庭の支援に資する取組等を進めるため、子育て支援交付金による事業の実施について次のとおり定め、平成23年4月1日より適用することとしたので、事業の円滑な実施を図られたいと通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」は、平成23年3月31日限りで廃止する。</p>

(別添1)
(削除)

(別添1)

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱

1. グループ型小規模保育事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複線で協力しながら実施（以下「グループ保育」という。）すること、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第6.3号）第3.2条から第3.6条までに規定する基準（以下「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又は①以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

(3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 保育所実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約して実施する場合を除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

② 個人実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合には、本事業の対象とする。

(4) 対象児童

(削除)

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づき保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者(以下「補助者」という。)と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉施設施行規則(昭和23年厚生省令第111号。以下「規則」という。)第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人(対象児童9人)までのグループにて実施すること。ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合は対象児童15人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。
なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
 - ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
 - イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
 - ウ 衛生的な調理設備を有すること。
 - エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭(これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。)を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
 - ア 「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)[第6 家庭的保育者等について]の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
 - イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がいないこと。
 - ロ 補助者の要件は次のとおりとする。
 - ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - エ 乳幼児の保育に専念できること。
 - オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。
- ⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。
 - ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情

(削除)

を有していること。

- エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- ⑦ 家庭の保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。(家庭的補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育を受けている場合を除く。))
- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型グループ保育の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

(6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導に関する知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策に関する知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。
- また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。
- なお、家庭的保育支援者を配置する場合には、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。
- ② グループ保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。
- なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。
- ④ グループ保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努める

(削除)

とともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。

- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取ることにより、家庭的保育を行うことができなない場合は、当該家庭的保育者へ代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の授受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型グループ保育にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居室において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ保育の状況に懸念される点があつた場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(10) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(削除)

2 認可外保育施設運営支援事業

(1) 事業の目的

児童福祉施設最低基準（昭和三十二年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす質の確保された認可外保育施設（以下「施設」という。）に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づき保育に欠ける児童であって、(4)の①、②、③すべての要件を満たした施設に入所しているものとする。

(4) 実施要件

- ① 施設の利用定員が、20人以上であること。
- ② 施設の設定は、最低基準第32条を満たすこと。
- ③ 職員の配置は、最低基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数（以下「基準保育士数」という。）以上の保育従事者を配置しており、基準保育士数の半数以上の保育士を配置している施設については、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(5) 留意事項

(4)③において、最低基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を他の待機児童解消施策に充てるよう努めること。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添2)
(削除)

(別添2)

地方独自の子育て支援推進事業実施要綱

1 事業の目的

子ども手当の支給と相まって、市町村における子ども及び子育て家庭の支援に資する新たな取組及び既に実施している事業の更なる拡充等、地域の実情を踏まえた市町村独自の幅広い子育て支援の取組をより一層推進する。

併せて、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に規定する市町村行動計画により毎年度市町村が策定する事業計画に基づき地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を推進する。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施要件

本事業は、市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

- ① 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業の部分。
- ② 既の実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充の部分。
- ③ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業。

ただし、次に掲げる事項に該当する事業は対象外とする。

- ① 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
- ② 既の実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ③ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
- ④ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ⑤ 新たに、別添1の2の（4）に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助する事業。
- ⑥ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）。

4 費用

国は、市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添3)
(削除)

(別添3)

子育て支援環境整備事業実施要綱

1 民間児童館活動事業

(1) 事業の目的

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例財団法人若しくは平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2の（4）に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

運営要綱及び平成2年8月7日発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の①～④の事業のうち、2事業以上実施するものであること。

① 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

② 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

③ 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

④ 年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的に催しを開催するための活動支援を行うものとする。

⑤ 地域子育て支援拠点事業（児童館型）

①～④と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添4の1の（5）の④に定めるものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。
- ③ 社会福祉法人等が実施する事業に対して、都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

(削除)

2 児童福祉施設併設型民間児童館事業

(1) 事業の目的

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人若しくは運営要綱の第2の2（4）に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

① 児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライストステイ）事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

② 併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、アからウまでに掲げる事業を行うものとする。
ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

イ 地域児童健全育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

(ア) 相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

(イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

(エ) 関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

(オ) 地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。
ウ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成

(削除)

に関する特別事業を行う。

(ア) 子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

(イ) 異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

③ 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。

② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

3 地域子育て環境づくり支援事業

(1) 事業の目的

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む。）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

(3) 実施要件

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む。）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。

(4) 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(削除)

4 地域組織活動育成事業

(1) 事業の目的

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 実施要件

① 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

ア 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、一組織の会員は、概ね30人以上とすること。

イ 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。

ウ 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。

エ 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。

オ 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

② 活動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

ア 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

イ 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

ウ 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。

エ その他、児童福祉の向上に寄与する活動

なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が助成する事業

(別添)

次世代育成支援対策推進事業評価基準

1 交付要綱の3の(1)の特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第4項に規定される事業）

ア～ウ（略）

②～⑥（略）

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（法第6条の3第5項に規定される事業）。

②（略）

(3) ファミリー・サポート・センター事業

①～③（略）

(4) 子育て短期支援事業

①～③（略）

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（法第6条の3第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア～エ（略）

(別添4)

次世代育成支援対策推進事業評価基準

1 交付要綱の3の(2)のアの特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第4項に規定される事業）

ア～ウ（略）

②～④（略）

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（法第6条の2第5項に規定される事業）。

②（略）

(3) ファミリー・サポート・センター事業

①～③（略）

(4) 子育て短期支援事業

①～③（略）

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（法第6条の2第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア～エ（略）

<p>②～③ (略)</p> <p>④ 児童館型 ア～イ (略)</p> <p>ウ 実施方法 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(6) 一時預かり事業</p> <p>① 事業の種類及び内容 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>ア 保育所型(法第6条の3第7項に規定される事業) (ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 地域密着型(法第6条の3第7項に規定される事業) (ア)～(イ) (略)</p> <p>ウ 地域密着Ⅱ型(法第6条の3第7項の規定に準じた事業) (ア)～(イ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>2 交付要綱の3の(2)のその他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金の基礎とする。</p> <p>(1) へき地保育</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施要件 ア～ウ (略)</p>	<p>②～③ (略)</p> <p>④ 児童館型 ア～イ (略)</p> <p>ウ 実施方法 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(6) 一時預かり事業</p> <p>① 事業の種類及び内容 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>ア 保育所型(法第6条の2第7項に規定される事業) (ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 地域密着型(法第6条の2第7項に規定される事業) (ア)～(イ) (略)</p> <p>ウ 地域密着Ⅱ型(法第6条の2第7項の規定に準じた事業) (ア)～(イ) (略)</p> <p>2 交付要綱の3の(2)のイのその他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金の基礎とする。</p> <p>(1) へき地保育</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施要件 ア～ウ (略)</p>
---	---

エ 設備及び運営の基準
へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、設備運営基準の精神を尊重して行うものとする。
(ア)～(ハ) (略)

(2) 家庭支援推進保育事業
① (略)
② 実施要件
本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。
ア～イ (略)

ウ 保育士の配置
対象保育所に対し、設備運営基準第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ (略)

(3) (削除)

エ 設備及び運営の基準
へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、最低基準の精神を尊重して行うものとする。
(ア)～(ハ) (略)

(2) 家庭支援推進保育事業
① (略)
② 実施要件
本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。
ア～イ (略)

ウ 保育士の配置
対象保育所に対し、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ (略)

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に評価の対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネート役を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援助の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)などを中心として、コーディネート者として必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①～② (略)

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①～② (略)

③ 事業内容
次のアからオのいずれかを実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。
ア～イ (略)

立 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組
(略)

エ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組
(略)

オ 地域住民への周知を図る取組
(略)

(5) (削除)

③ 基本事業
次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。
ア～イ (略)

④ 付加的事業
③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組
地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組
地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組
地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムを開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニユアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(5) 子育て支援ネットワーク事業

① 趣旨

子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援に関する地域住民参加型の情報ネットワークを構築・運用することで、子育てについての情報不足、相談相手の不在などによる子育てのしづらさの改善を図る。

② 事業内容

次のア～ウのいずれかを実施した場合に評価の対象とする。

ア 情報配信領域の構築・運用

希望する保護者に対して、子育て支援に関する情報をメール配信等することにより、情報不足の改善を図る取組。

イ 情報共有領域の構築・運用

子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換を電子掲示板等により実施すること、相談相手不在の解消や交流の促進を図る取組。

ウ 個人情報領域の構築・運用

(6) (削除)

子どもの成育歴や既往症等の基本情報について、保護者が個人情報領域に記録・保存しておくことで、子育て支援サービス等の円滑な利用に活用する取組。
(ただし、情報の公開は保護者の同意に基づき場合に限る。)

(6) 子どもの事故予防強化事業

① 趣旨

子ども(特に乳幼児)の事故(お風呂場で溺死する事故、階段等からの転落事故等)の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

② 事業内容

次のア又は両方(ア及びイ)を実施した場合に評価の対象とする。

ア 基本分(事業実施担当者の配置等)

子どもの事故予防のためのパンフレット等を両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診等の集団健診等の場において、事業実施担当者(市町村が適切と認めた者)が配布し、かつ説明する等、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行う。

(事業実施担当者の例)

母子保健推進員、愛育班員等

イ 加算分(事故予防検討会の開催)

意識啓発のための方策やパンフレット内容等を検討するために事故予防検討会を開催する。

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

(略)

【特定事業（続き）】

(略)

【その他の事業】

	基準点数
評価2	
○へき地保育	20.0ポイント 1か所あたり
○高齢支援推進保育事業	19.0ポイント 1か所あたり
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント
イ 1名あたり	0.4ポイント
ウ 1市町村あたり	19.0ポイント
エ ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	3.0ポイント
オ ネットワーク関係機関の専門性向上を図る取組	3.0ポイント
カ 地域ネットワークと助産事業との連携を図る取組	3.2ポイント
キ 地域住民への周知を図る取組	

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

(略)

【特定事業（続き）】

(略)

【その他の事業】

	基準点数
評価2	
○へき地保育	20.0ポイント 1か所あたり
○高齢支援推進保育事業	19.0ポイント 1か所あたり
○次世代育成支援対策人材養成事業	
・コーディネーター養成研修	3ポイント 1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント 1市町村あたり
※道の駅等の場合は6ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
① 基本事業	
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント
イ 1名あたり	0.4ポイント
ウ 1市町村あたり	15.0ポイント
エ ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	3.0ポイント
オ ネットワーク関係機関の専門性向上を図る取組	3.0ポイント
カ 地域ネットワークと助産事業との連携を図る取組	3.2ポイント
キ 地域住民への周知を図る取組	
② 付加的事业	
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.0ポイント
イ 地域ネットワークと助産事業との連携を図る取組	3.0ポイント
ウ 地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント
○子育て支援ネットワーク事業	13.5ポイント 1市町村あたり
○子どもの事故予防強化事業	
① 基本分(事業実施担当者の配置等)	
児童人口22,500人未満	3.0ポイント
児童人口22,500人以上～8,500人未満	5.0ポイント
児童人口8,500人以上	8.0ポイント
② 加算分(事故予防対策委員の開催)	1.0ポイント

平成 24 年度子育て支援交付金交付要綱新旧対照表 (案)

平成 24 年度	平成 23 年度
<p>厚生労働省発雇児 ※ 第 ※ 号 平成 24 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 〔<u>市 町 村 長</u> <u>特 別 区 区 長</u>〕 殿</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>平成 24 年度子育て支援交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「平成 24 年度子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成 24 年 4 月 1 日から適用することとされ、平成 23 年 9 月 30 日厚生労働省発雇児 0930 第 8 号「平成 23 年度子育て支援交付金の国庫補助について」は廃止する。 おつて、平成 23 年度以前に交付された国庫補助金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>厚生労働省発雇児 0930 第 8 号 平成 23 年 9 月 30 日</p> <p>各 〔<u>都道府県知事</u> <u>指定都市市長</u> <u>中核都市市長</u> <u>市区町村長</u>〕 殿</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>平成 23 年度子育て支援交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「平成 23 年度子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされ、平成 23 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、平成 20 年 11 月 28 日厚生労働省発雇児第 1128002 号「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」は廃止する。 おつて、平成 22 年度以前に交付された国庫補助金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。</p>

(別紙)

平成24年度子育て支援交付金交付要綱

(通則)

1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第11条第1項の規定に基づき子育て支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）

及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づき次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別添様式第1の別表3による事業計画（以下「事業計画」という。）及び平成24年●月●日雇児発●第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（以下「実施要綱」という。）に基づき次の事業を交付の対象とする。

(1) (削除)

(別紙)

平成23年度子育て支援交付金交付要綱

(通則)

1 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「子ども手当法」という。）第23条の規定に基づき交付金（子育て支援交付金）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

厚生省 令第6号
労働省

(交付の目的)

2 この交付金は、子ども手当法第23条の規定に基づき、指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が実施する子ども及び子育て家庭の支援に資する事業に要する経費に充てるための交付金を交付し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト事業
平成22年11月29日待機児童ゼロ特命チーム取りまとめ「国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト」及び平成23年9月30日雇児発0930第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定都市及び中核市が実施する次の事業並びに市町村が行う次の事業に対して都道府県が補助する事業。

ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する事業。

イ 認可外保育施設運営支援事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所の業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定による保育所に係る基準を満たす施設に対して、運営に要する経費を補助する次の事業。

(ア) 既に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業。

次世代育成支援対策推進事業
 (削除)

- (1) 特定事業
 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、市町村が行う事業。
- イ 養育支援訪問事業として、市町村が行う事業。
- ロ ファミリー・サポート・センター事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。
- ハ 子育て短期支援事業として、市町村が行う事業。
- ニ 地域子育て支援拠点事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。
- ホ 一時預かり事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。
- ヘ その他の事業
- (2) 実施要綱の別添1の2に定める要件を備える事業。

(3) (削除)

(4) (削除)

(イ) (ア) 以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業。

(2) 次世代育成支援対策推進事業

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第8条第1項に規定する市町村行動計画により毎年度策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表8による事業計画及び実施要綱に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う次の事業。

ア 特定事業

- (ア) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、市町村が行う事業。
- イ 養育支援訪問事業として、市町村が行う事業。
- ロ ファミリー・サポート・センター事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。
- ハ 子育て短期支援事業として、市町村が行う事業。
- ニ 地域子育て支援拠点事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。
- ホ 一時預かり事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。
- ヘ その他の事業

イ その他の事業

実施要綱の別添4の2に定める要件を備える事業。

(3) 地方独自の子育て支援推進事業

実施要綱に基づき、地方が独自に行う子育て支援サービス（現物サービス）としての次の事業。

ア 地域の実情に応じた子ども及び子育て家庭の支援に資する事業として指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

イ 次世代法第8条第1項に規定する市町村行動計画により策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表9の③による事業計画に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(4) 子育て支援環境整備事業

実施要綱に基づき、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するための以下の事業。

ア 民間児童館活動事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業。

- ウ 地域子育て環境づくり支援事業として、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。
- エ 地域組織活動育成事業として、指定都市及び中核市が実施する事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業。

(対象外事業)

- 4 この交付金は、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。
- (1) 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
- (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
（実施要綱の別添1の2に定める事業を除く。）。
- (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
- (4) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- (5) 新たに、実施要綱の別添1の2の(4)に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に要する経費の一部を負担し、又は補助する事業。
- (6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）。

(交付額の算定方法)

- 5 この交付金の交付額は、それぞれ次により算出した額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 指定都市又は中核市の場合

ア 指定都市又は中核市が実施する事業

- (ア) 3の(1)、及び(4)（ただし、社会福祉法人等が行う事業に対して指定都市又は中核市が補助する事業を除く）の事業について、別表1の第2欄に定める種目ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入の額を除く。以下同じ）を控除した額を算出し、その合計額と第3欄に定める基準額の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。
- (イ) 3の(2)の事業について、事業計画に掲げる事業の対象経費の実支出額の合計額から寄付金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額を算出する。

- (ウ) 3の(3)の事業について、別表1の第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を算出する。

- (エ) (ア) から(ウ) により算出された額の合計額と厚生労働大臣が認められた額（別表1の第3欄に定める基準額及び実施要綱の別添4に定める評価基準（以下「評価基準」という。）に基づく基準点数から算出した額）とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(対象外事業)

- 4 この交付金は、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。
- (1) 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
- (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
（削除）
- (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
- (4) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- (5) （削除）
- (5) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）。

(交付額の算定方法)

- 5 この交付金の交付額は、実施要綱に基づく基準点数を基礎とし、3に掲げる事業について、実施要綱により設定された基準点数の合計点等を基に算出された額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) (削除)

イ 3の(4)のうち、社会福祉法人等が行う事業に対して指定都市又は中核市が補助する事業

(ア) 別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じて得た額と、指定都市又は中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) (削除)

(2) 市町村の場合

(ア) 3の(2)の事業について、事業計画に掲げる事業の対象経費の実支出額の合計額から寄付金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額を算出する。

(イ) 3の(3)の事業について、別表1の第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を算出する。

(ウ) (ア)から(イ)により算出された額の合計額と厚生労働大臣が認めた額(別表1の第3欄に定める基準額及び評価基準に基づく基準点数から算出した額)とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) (削除)

(3) 都道府県の場合

ア 市町村の実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 3の(1)及び(4)(ただし、社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業を除く)の事業について、別表1の第2欄に定める種目ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を算出し、その合計額と第3欄に定める基準額の合計額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該額に3分の2(3の(1)のイ)の事業は4分の3)を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出する。

(イ) 3の(4)のうち、社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業について、別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出する。

(ウ) (ア)及び(イ)により算出された額の合計額と、厚生労働大臣が認めた額(別表1の第3欄に定める基準額から算出した額)とを比較

イ 都道府県が実施する事業

(ア) 3の(4)の事業について、別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (削除)

(2) (削除)

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表2に示す第一欄と第二欄の間では、配分変更を行うことは出来ない。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市が事業を実施する場合

ア 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証憑書類を整理し、かつ調書及び証憑書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(3) (削除)

(3) 市町村が実施する事業に都道府県が補助する場合

- ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ク なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ク 市町村は、都道府県から交付を受けた額と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- ケ 都道府県は、国から概算払いにより市町村に交付する額に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた交付金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- コ エにより付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- サ 市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（1）市町村が事業を実施する場合（（2）に掲げる場合を除く。）

- ア （略）
- イ （略）
- ウ （略）

（4）市町村が事業を実施する場合（（5）に掲げる場合を除く。）

- ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ (略)

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

ク なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第2による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ及びクに掲げる条件

イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ及びウに掲げる条件

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消

は、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

ク なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに市町村長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない）。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) (削除)

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない）。

ケ エにより付した条件に基づき、市町村長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

コ 民間事業者から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 都道府県、指定都市又は中核市が社会福祉法人等の実施する事業に対して補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県又は指定都市若しくは中核市の市町村長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県、指定都市又は中核市に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告しなければならぬ。

なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支部等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告があつた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

ケ エにより付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

コ 社会福祉法人等から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

サ 社会福祉法人等がア〜クにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(1) (削除)

(2) (削除)

(3) (削除)

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を

行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9

(略)

(交付金の概算払)

10

(略)

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式第3による報告書に係る書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイ又は(2)のウ若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に指示する期日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第5による報告書に係る書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイ)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第6による報告書に係る書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)のイ)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第7による報告書に係る書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイ)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により5, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることができなない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成24年度放課後子どもプラン推進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
<p>18 文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p>	<p>18 文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p>
<p>第一次改正 19 文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p>	<p>第一次改正 19 文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p>
<p>第二次改正 20 文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p>	<p>第二次改正 20 文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p>
<p>第三次改正 21 文科生第719号 雇児発0331第39号 平成22年3月31日</p>	<p>第三次改正 21 文科生第719号 雇児発0331第39号 平成22年3月31日</p>
<p>第四次改正 23 文科生第176号 雇児発0401第28号 平成23年4月1日</p>	<p>第四次改正 23 文科生第176号 雇児発0401第28号 平成23年4月1日</p>
<p>第五次改正:※文科生第※号 <u>雇児発 ※ 第 ※ 号</u> <u>平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u></p>	<p>第四次改正 23 文科生第176号 雇児発0401第28号 平成23年4月1日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p>

改正後	現行
<p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切</p>	<p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切</p>

改 正 後	現 行
<p>な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、<u>法第34条の8の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</u></p> <p>3 対象児童 本事業の対象児童は、<u>法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。</u></p> <p>4 運 営 本事業の運営は、次により行うものであること。 (1) 現行のとおり（略） (2) <u>放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。</u> (3) ～ (5) 現行のとおり（略） (6) 本事業は、<u>法第6条の3第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の2の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成を図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</u> (7) ～ (12) 現行のとおり（略） (13) 市町村は、<u>法第21条の11の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等に</u></p>	<p>な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、<u>法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。</u></p> <p>3 対象児童 本事業の対象児童は、<u>法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。</u></p> <p>4 運 営 本事業の運営は、次により行うものであること。 (1) （略） (2) <u>放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。</u> (3) ～ (5) （略） (6) 本事業は、<u>法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成を図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</u> (7) ～ (12) 略 (13) 市町村は、<u>法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等に</u></p>

改 正 後	現 行
<p>より、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。</p> <p>5 事業の内容 現行のとおり (略)</p> <p>II 放課後子ども環境整備事業 (放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業) 現行のとおり (略)</p> <p>III 放課後児童クラブ支援事業 現行のとおり (略)</p>	<p>より、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。</p> <p>5 事業の内容 (略)</p> <p>II 放課後子ども環境整備事業 (放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業) 現行のとおり (略)</p> <p>III 放課後児童クラブ支援事業 現行のとおり (略)</p>

平成24年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
<p>1 8 文 科 生 第 5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>	<p>1 8 文 科 生 第 5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>
<p>第一次改正 1 9 文 科 生 第 6 3 2 号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>	<p>第一次改正 1 9 文 科 生 第 6 3 2 号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>
<p>第二次改正 2 0 文 科 生 第 8 1 1 8 号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>	<p>第二次改正 2 0 文 科 生 第 8 1 1 8 号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>
<p>第三次改正 2 1 文 科 生 第 7 1 7 号 厚生労働省発雇児0331第24号 平成22年3月31日</p>	<p>第三次改正 2 1 文 科 生 第 7 1 7 号 厚生労働省発雇児0331第24号 平成22年3月31日</p>
<p>第四次改正 2 3 文 科 生 第 1 8 1 号 厚生労働省発雇児0401第18号 平成23年4月1日</p>	<p>第四次改正 2 3 文 科 生 第 1 8 1 号 厚生労働省発雇児0401第18号 平成23年4月1日</p>
<p>第五次改正 ※ 文 科 生 第 ※ 号 厚生労働省発雇児 ※ 第 ※ 号 平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p>	<p>第五次改正 ※ 文 科 生 第 ※ 号 厚生労働省発雇児 ※ 第 ※ 号 平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p>
<p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核市長</p>	<p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核市長</p>
<p>文部科学事務次官</p>	<p>文部科学事務次官</p>

改正後	現行
<p>厚生労働事務次官 放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p> <p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則) 1～(その他) 17 (略)</p> <p>附則 この要綱は平成24年4月1日から施行する。 なお、23年度分以前については、従前の例によるものとする。</p>	<p>厚生労働事務次官 放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p> <p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則) 1～(その他) 17 (略)</p> <p>附則 この要綱は平成23年4月1日から施行する。 なお、22年度分以前については、従前の例によるものとする。</p>

改 正 後

現 行

別 表		別 表	
事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数10} \sim 19 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>② $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数20} \sim 35 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>③ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数36} \sim 45 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>④ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数46} \sim 55 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>⑤ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数56} \sim 70 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>⑥ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数71人以上) 当たり年額}}$</p> <p>⑦ $\frac{2,698,000 \text{円} \times \text{か所数}}{\text{開設日数(原則として1日8時間以上開所する場合)}}$ $\frac{14,000 \text{円} \times 251 \text{日} \sim 300 \text{日まで}}$</p> <p>⑧ 長時間開設加算額の250日を超える日数</p> <p>(7) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合) $\frac{269,000 \text{円} \times \text{「1日6時間を超え、かつ18時を越える時間」の年間平均時間数}}{\text{時間}}$</p> <p>(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開設する場合) $\frac{121,000 \text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{\text{時間}}$</p> <p>(2) 特例分(開設日数 200～249日)</p> <p>① $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数20人以上) 当たり年額}}$</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費(飲食費を除く。)
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数10} \sim 19 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>② $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数20} \sim 35 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>③ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数36} \sim 45 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>④ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数46} \sim 55 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>⑤ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数56} \sim 70 \text{人) 当たり年額}}$</p> <p>⑥ $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数71人以上) 当たり年額}}$</p> <p>⑦ $\frac{2,626,000 \text{円} \times \text{か所数}}{\text{開設日数(原則として1日8時間以上開所する場合)}}$ $\frac{14,000 \text{円} \times 251 \text{日} \sim 300 \text{日まで}}$</p> <p>⑧ 長時間開設加算額の250日を超える日数</p> <p>(7) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合) $\frac{260,000 \text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}}{\text{時間}}$</p> <p>(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開設する場合) $\frac{117,000 \text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{\text{時間}}$</p> <p>(2) 特例分(開設日数 200～249日)</p> <p>① $\frac{1}{\text{1クラブ(年間平均児童数20人以上) 当たり年額}}$</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費(飲食費を除く。)
			4 補助率
			1 / 3

	<p>1, 913, 000円 × か所数</p> <p>② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) <math>\frac{269, 000円 \times 「1日6時間を超え、か つ18時を越える時間」}{の年間平均時間数}</math></p>	<p>放課後子ども環境整備事業に必要経費</p>	<p>放課後子ども環境整備事業費</p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)</p>	<p>放課後子ども環境整備事業に必要経費</p>	<p>1, 859, 000円 × か所数</p> <p>② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) $\frac{260, 000円 \times 「18時を越える時間」}{の年間平均時間数}$</p>
	<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1 事業当たり年額 478, 000円 × 事業数</p> <p>(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1 市町村当たり年額 691, 000円</p> <p>(3) 障害児受入推進事業 1 クラブ当たり年額 $\frac{1, 577, 000円 \times か所数}{}$</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業に必要経費</p>	<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1 事業当たり年額 469, 000円 × 事業数</p> <p>(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1 市町村当たり年額 613, 000円</p> <p>(3) 障害児受入推進事業 1 クラブ当たり年額 $\frac{1, 520, 000円 \times か所数}{}$</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業に必要経費</p>	<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1 事業当たり年額 7, 000, 000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1 事業当たり年額 1, 000, 000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1 事業当たり年額 1, 000, 000円</p>
<p>放課後児童クラブ支援事業に必要経費</p>	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり (略)</p>	<p>放課後児童指導員等資質向上事業費</p>	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 950, 000円</p>	<p>放課後児童指導員等資質向上事業に必要経費</p>	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 950, 000円</p>

放課後児童クラブ整備費交付要綱新旧対照表

(別紙)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>放課後児童クラブ整備費交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. 放課後児童クラブ整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第79号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、子どものための手当の支給に關する法律(昭和46年法律第73号)第29条の規定する子どもも育成事業として、放課後児童クラブの整備の促進を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>3. この要綱において「放課後児童クラブ」とは、平成19年3月30日18文科生第587号・雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省育成事業実施要綱(以下「放課後児童健全クラブ室」という。)をいう。</p> <p>4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. 児童厚生施設等整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第9号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第9号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第9号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第9号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第9号)の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第9号)、補助金等に係る予算の適正化に關する法律(昭和30年法律施行令第9号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の規定する児童育成事業として、児童厚生施設等の整備の促進を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(定 義)</p> <p>3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 平成2年8月7日厚生省発児第123号本職通知の別紙「児童館の設置運営要綱」(以下「設置運営要綱」という。)の第2から第4に定める小型児童館、児童センター(大型児童センターを含む。以下同じ。)<u>及び大型児童館(「C型児童館」を除く。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 平成19年3月30日18文科生第587号・雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省育成事業実施要綱(以下「放課後児童健全クラブ室」という。)をいう。</p> <p>4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p>

改 正 後		現 行		
整備区分	整備内容	整備内容	容 容	
創 設	新たに施設を整備すること。	新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備をすること。 (1) 小型児童館を児童センターとすることを。 延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。	新たに施設を整備すること。 既存施設の改築整備をすること。 (1) 小型児童館を児童センターとすることを。 延面積の増加を図る整備をすること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。 (3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。 (1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備すること。 (2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。	

(交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 指定都市及び中核市が設置する3に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備
- (2) 市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置する3に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備を行う補助
- (3) 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人が設置する3に定める放課後児童クラブの創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助
- (4) その他厚生労働大臣が特に必要と認める放課後児童クラブ室の施設整備

(交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備
- (2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備
- (3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備を行う補助
- (4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブの創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助
- (5) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設整備

改	正	後	行
<p>(補助の対象外) 6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用 (4) その他整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法) 7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県設置分 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市及び中核市設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(4) 社会福祉法人等設置分 7の(1)に定める方法（ただし、その費用のため寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>	<p>(補助の対象外) 6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用 (4) その他整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法) 7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県設置分 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市及び中核市設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(4) 社会福祉法人等設置分 7の(1)に定める方法（ただし、その費用のため寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>	<p>(補助の対象外) 6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用 (4) その他整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法) 7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県設置分 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市及び中核市設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(4) 社会福祉法人等設置分 7の(1)に定める方法（ただし、その費用のため寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>	<p>(補助の対象外) 6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用 (4) その他整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法) 7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県設置分 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市及び中核市設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村設置分 7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(4) 社会福祉法人等設置分 7の(1)に定める方法（ただし、その費用のため寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市又は中核市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>

改	正	後	行
<p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をしない。変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容のうち、次のものを變更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ア、建物等の規模又は構造（施設の機能を著しく變更しない程度）の軽微な変更を除く。</p> <p>イ、建物等の用途又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得した不動産及びその従物並びに事業により取得した価格が単価50万円以上2号の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の厚生労働大臣が別に定めこの補助金の交付の目的に反しない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受け、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入が減少する場合は、その収入の一部を国庫に納付させることとする。</p> <p>(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支部等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告の申請を行う場合、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部を国庫に納付させ、別紙5の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておく。</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をしない。変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容のうち、次のものを變更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ア、建物等の規模又は構造（施設の機能を著しく變更しない程度）の軽微な変更を除く。</p> <p>イ、建物等の用途又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得した不動産及びその従物並びに事業により取得した価格が単価50万円以上2号の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の厚生労働大臣が別に定めこの補助金の交付の目的に反しない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受け、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入が減少する場合は、その収入の一部を国庫に納付させることとする。</p> <p>(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支部等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告の申請を行う場合、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部を国庫に納付させ、別紙5の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておく。</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をしない。変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容のうち、次のものを變更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ア、建物等の規模又は構造（施設の機能を著しく變更しない程度）の軽微な変更を除く。</p> <p>イ、建物等の用途又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得した不動産及びその従物並びに事業により取得した価格が単価50万円以上2号の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の厚生労働大臣が別に定めこの補助金の交付の目的に反しない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受け、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入が減少する場合は、その収入の一部を国庫に納付させることとする。</p> <p>(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支部等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告の申請を行う場合、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部を国庫に納付させ、別紙5の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておく。</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をしない。変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容のうち、次のものを變更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ア、建物等の規模又は構造（施設の機能を著しく變更しない程度）の軽微な変更を除く。</p> <p>イ、建物等の用途又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得した不動産及びその従物並びに事業により取得した価格が単価50万円以上2号の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の厚生労働大臣が別に定めこの補助金の交付の目的に反しない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受け、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入が減少する場合は、その収入の一部を国庫に納付させることとする。</p> <p>(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支部等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告の申請を行う場合、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部を国庫に納付させ、別紙5の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておく。</p>

改 正 後	現 行
<p>(補助金の概算払) 12. 厚生労働大臣は、必要がある場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(状況報告) 13. 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙6の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙7の様式により毎年度12月末現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>(実績報告) 14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙3又は4の様式による報告書に添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から1か月を経過した日)又は翌年度4月1日以前までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度の4月30日までに完了し、この補助金の交付の決定に係る国の会計書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 15. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 16. 特別の事情により、7、9、10及び14に定める算定方法、承認によることができ、ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(補助金の概算払) 12. 厚生労働大臣は、必要がある場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(状況報告) 13. 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙12の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙13の様式により毎年度12月末現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>(実績報告) 14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(14)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から1か月を経過した日)又は翌年度4月1日以前までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度の4月30日までに完了し、この補助金の交付の決定に係る国の会計書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 15. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 16. 特別の事情により、7、9、10及び14に定める算定方法、承認によることができ、ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改 正 後		現 行	
算 定 基 準		算 定 基 準	
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額
施設整備費	創設	工事費	1 施設の種別ごとに次に掲げる額 (1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートルのもの。)に1平方メートルあたり基準単価 370,600円(実1平方メートルあたり基準単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館 (1,500平方メートル以上) 555,952千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)
		施設整備費	5 対象経費 児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)
			(2) 小型児童館 (217.6平方メートル以上) 32,298千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2平方メートル以上) 24,740千円
			(3) 児童センター (336.6平方メートル以上) 48,656千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 64,914千円
			(4) 放課後児童クラブ室 (2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。) 21,504千円
			2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,849千円
			3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初年度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設あたり 104,240千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設あたり 2,563千円

別表

別表

改	正	後	現	行
				<p>大型児童センターについては、1 施設当たり <u>4,633千円</u></p> <p>平成2年8月7日厚生省発見第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 <u>上限3,824千円</u></p> <p>平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種別ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p> <p>1 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。)に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価(実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。)を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり <u>4,633千円</u></p> <p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり <u>4,633千円</u></p>
			<p>拡 張</p>	<p>拡強に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
			<p>大規模修繕</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後 現 行

(削 除)

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都道府県の人口規模	補助基準面積の上限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

(削 除)

付表 2

1 平方米当たりの基準単価

単 価	備 考
1 2 9 , 7 0 0 円	

※以下様式は略

